平成 21 年 6 月 1 日 要綱第 13 号

改正 平成 22 年 3 月 31 日要綱第 4 号 平成 23 年 3 月 31 日要綱第 5 号 令和 2 年 3 月 12 日要綱第 13 号 令和 4 年 3 月 23 日要綱第 5 号

(目的)

- 第1条 この要綱は、宇佐市が施工する建設工事の成績評定(以下「評定」という。)について必要な事項を定め、厳正かつ適確な評定の実施を図り、もって請負者の適正な選定及び指導育成に資するとともに、建設産業の健全な発展を図ることを目的とする。 (評定の対象)
- 第2条 評定は、原則として1件の設計金額が130万円を超える請負工事について行うものとする。

(評定者)

第3条 工事成績の評定者(以下「評定者」という。)は、検査員(宇佐市建設工事検査 要綱(平成17年宇佐市要綱第49号。以下「検査要綱」という。)第2条第1号に規定 する検査員をいう。以下同じ。)及び監督員(同条第2号に規定する監督員をいう。以 下同じ。)とする。

(評定の方法)

- 第4条 評定は、監督又は検査により確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して適確 かつ公正に行うものとする。ただし、工事の評定者となる監督員が2人以上の場合にお いては、それらの者が協議の上評定を行うものとする。
- 2 評定の結果は、工事検査台帳(様式第1号。以下「検査台帳」という。) に記録する ものとする。
- 3 評定は、工事成績採点表(完成・出来形)(様式第2号)により行うものとする。
- 4 請負者から、工事における高度技術、創意工夫、社会性等、施工及び管理についての 実施状況を示す資料が提出された場合又は監督員の指示により工事の施工及び管理についての実施状況を示す資料が提出され、若しくは提示された場合はこれらを評価の対象 とすることができる。

(評定の時期)

第5条 評定を行う時期は、検査員にあっては検査要綱第3条に規定する完成検査及び出来形確認を実施したとき、監督員にあっては工事が完成したときとする。

(検査台帳の提出)

第6条 評定者は、評定を行ったときは、遅滞なく行財政経営課長に検査台帳を提出する ものとする。

(評定結果の通知)

第7条 契約担当者は、評定者から検査台帳の提出があったときは、遅滞なく、当該工事の請負者に対して、工事成績評定点通知書(様式第3号)により評定結果を通知するものとする。

(評定の修正)

第8条 契約担当者は、前条の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認めると

きは、評定を修正しなければならない。

2 契約担当者は、前項の修正を行ったときは、遅滞なく、その結果を当該工事の請負者 に通知するものとする。

(説明請求等)

- 第9条 第7条又は前条の規定による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して 14日以内に、書面により契約担当者に対して、評定の内容について説明を求めること ができる。
- 2 契約担当者は、前項の規定により説明を求められたときは、速やかに、工事成績評定 点に係る説明書(様式第4号)により回答するものとする。この場合において、必要と 認めるときは、契約担当者は、宇佐市入札制度検討委員会に意見を求めることができる。 (評定結果の公表)
- 第10条 契約担当者は、第7条及び第8条の規定による通知に記載した事項を公 表するものとする。
- 2 前項の規定による公表は、工事成績評定点通知書(様式第3号)の写しを閲覧に供する方法により行うものとし、当該閲覧に供する場所は、行財政経営課とする。
- 3 前項の閲覧は、原則として評定通知を行った翌月末日までに簿冊に編集して直 ちに公開できるよう保管するものとする。なお、公開期間は公開開始から1年間 とする。

附則

- 1 この要綱は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条から第 9 条までの規 定は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 宇佐市建設工事成績評定要綱(平成17年宇佐市要綱第53号)は、廃止する。

附 則 (平成 22 年 3 月 31 日要綱第 4 号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成 23 年 3 月 31 日要綱第 5 号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、同日以後に入札公告又は入札参加者の指名通知を実施する入札から適用する。

附 則(令和2年3月12日要綱第13号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附目

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

予算主管課 工事主管課

(

行 財 政 経 営 課 課長 課長 係総括 係 員 補佐 予 算 管 課 課長 課長 係総括 起案者 補佐 事 工 名 工事場所 設 計 額 当初情角額 工当初 商号 年 月 日 円 年 日 最終 自 月 |設計額 円 負 代表者 期最終 年 月 請負額 円 至 完成日 月 日設計者当初 現場代理人 年 月 日職氏名最終 出来形検査日 日監督員 出来形検査日 年 月 正 主任技術者又は 日職氏名 監 理 技 術 者 完成検査日 年 月 副 評 定 (工事主管課) 印 完成検査員職氏名 印 課長又は係総括 出来形検査員 職氏名 印 |監督員 職氏名(正) 印 出来形検査員 職氏名 印 監督員 職氏名(副) 印 ① 監督員(正) 評定点 点 事 ② 監督員(副) 評定点 点 課 ③ 出来形検査員 評定点 点 検 査 員 ④ 完成検査員 評定点 点 ⑤ 法令遵守等 点 評定点合計 $=(1)\times0.4+2\times0.2+4\times0.4-5=$ 点 (出来形検査があった場合) = (①×0.4+②×0.2+③×0.2+④×0.2)-⑤=設 計 概 要 完 成 検 査 記 事 工 種 数 金 査 (検査個所及び結果) 接工事 (必要と認められる手直し工事及びその他指示事項等) 直 諸 事 工 価 格 費 税 相 額 消 事 費

工事成績採点表(完成・出来形)

 作成年月日

 予算主管課()

 工事主管課()

																											上爭王	占体(
工事名											工事場所	Ť				宇	佐市					ā	青負額(最終))									円
受注者名											工期			令和	年	月	В		~		令和	年	月	В		完成年	年月日		1	令和	年	月日	3	
考	査 項 目		監	督員(ī	E)				監	野員(記	IJ)					検査員	Ę		(出)	来形)			検査員			(出)	来形)			検査員			(完	成)
		氏名					氏名							氏名							氏名							氏名						
項目	細別	а	b	С	d	е	а	a'	b	b'	С	d	е	а	a'	b	b'	С	d	е	а	a'	b	b'	С	d	е	а	a'	b	b'	С	d	е
1. 施工体制	I. 施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10																												
	Ⅱ. 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10																												
2. 施工状況	I. 施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10								+5.0		+2.5	,	0	-7.5	-15	+5.0		+2.5		0	-7.5	-15	+5.0		+2.5		0	-7.5	-15
	Ⅱ. 工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10	+2.0		+1.0		0	-7.5	-15																					
	Ⅲ. 安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10	+2.0		+1.5		0	-7.5	-15																					
	Ⅳ. 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0																												
3. 出来形	I. 出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0								+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20	+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20	+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20
及び	I. 品 質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0								+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25	+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25	+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25
出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ													+5.0		+2.5	5	0	-5.0		+5.0		+2.5		0	-5.0		+5.0		+2.5		0	-5.0	
4. 工事特性	Ⅰ. 施工条件等への対応※2							+;	20.0~	0																								
5. 創意工夫	I. 創意工夫 ※3	*3 +7.0~0																																
6. 社会性等	I. 地域への貢献等						+10.0	+7.5	+5	+2.5	0																							
加減点合計(1+2+3+4+5+6)		点			点						点												点			点			点					
評定点(65点土加減点合計)※1		① <u></u> 点			② 点						③ 点 ③								点					点										
評定点計					点		(出来	形検査な	がなかっ	た場合) (1) X	0.4+@)×0.2	+4×0).4)=[#	定点計	ŀ																	
	(出来形検査があった						場合) (①×0.4+②×0.2+③×0.2+④×0.2)=評定点計 ※但し、③(出来形検査)が2回以上の										以上の場	易合は平均値																
7. 法令遵守等	*7	*7						-	点																									
評定点合計	※8 点 評定点計(点)一法	令遵守	等(- <u>Á</u> = Á																									
8. 総合評価 技術提案	技術提案 履行確認 ※9	履行 不				履行	〇対	象外																										
所見 ※5								監督員	監督員(副)								検査員																	

- ※1 65点 + 1. ~3. の評定(加減点合計) + 4. ~6. の評定(加点合計) = 評定点
- 各評定点(①~④)は小数第1位まで記入する。
- ※2 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する項目である。 評価に際しては、監督員からの報告を受けて課長又は係長が評価するものとする。
- ※3 創意工夫は、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき評価内容があった場合に評価する項目である。
- ※44. , 5. , 6. は加点評価のみとする。また、法令遵守は、減点評価のみとする。
- ※5 所見は必ず記載する。
- ※6 各考査項目ごとの採点は、考査項目別運用表によるものとし、検査員(完成)の評価に先立ち、監督員が行う。
- ※7 法令遵守等の評価は、課長又は係長が行う。
- ※8 評定合計は、四捨五入により整数とする。
- ※9 総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は、『不履行』を選択する。

 第
 号

 年
 月

 日

(請負者)

商号又は名称

代表者氏名

様

契約担当者 宇佐市長

印

工事成績評定点通知書

貴社が受注した工事について、宇佐市建設工事成績評定要綱に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、通知を受けた日から起算して14日以内 にその疑問の旨を付した書面により、当職に対して説明を求めることができます。

記

- 1 工事名
- 2 工期
 自
 年
 月
 日

 至
 年
 月
 日
- 3 完成検査日 年 月 日
- 4 評定点 点

項 目 別 評 定 点

評価項目		細別	評定点	/	満点
1 施工体制	I	施工体制一般		/	3.3 点
	П	配置技術者		/	4.1 点
2 施工状況	Ι	施工管理		/	13.0 点
	П	工程管理		/	8.1 点
	Ш	安全対策		/	8.8 点
	IV	対外関係		/	3.7 点
3 出来形及び出来ばえ	Ι	出来形		/	14.9 点
	П	品 質		/	17.4 点
	Ш	出来ばえ		/	8.5 点
4 工事特性(加点のみ)	I	施工条件への対応		/	7.3 点
5 創意工夫(加点のみ)	I	創意工夫		/	5.7 点
6 社会性等(加点のみ)	I	地域への貢献等		/	5.2 点
7 法令遵守等(減点のみ)					点
評定点合計				/	100 点

第号年月日

(請負者)

商号又は名称

代表者氏名

様

契約担当者 宇佐市長

囙

工事成績評定点に係る説明書

年 月 日付けで貴社から説明を求められた評定の内容について、 下記のとおり回答します。

記

1 工事名 工事

2 質問に対する回答